

東山梨行政事務組合東山梨消防本部Net119緊急通報システム利用規約

東山梨行政事務組合東山梨消防本部（以下「当本部」という。）が提供するNet119緊急通報システム（以下「Net119」という。）の利用を希望される方は、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りご利用ください。

1 サービス概要

Net119は、聴覚・言語機能障がい等により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォン（以下「スマートフォン等」という。）からインターネットを使用して119番通報できるシステムです。

2 利用条件

(1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難ではあるが、文字情報等による意思疎通が可能な方で、当本部が管轄する地域に在住している方です。音声による通報が可能な方は音声による119番通報をご利用ください。

(2) Net119の利用には、事前に利用者登録が必要です。

(3) 第三者が正規の利用者になりすまして、いたずらや虚偽の通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古いバージョンのスマートフォン等では、Net119が利用できない場合があります。

【スマートフォン、タブレットの場合】

OSのバージョンが、Android(5.0)以降、ios(9.0以降)であること。

(4) 利用に当たっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能なスマートフォン等が必要となります。

(5) 通報を受信した消防本部が、救急隊や消防隊を向かわせる場所を特定するために、通報時はGPS機能をONに設定してください。

【重要】 通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをお勧めします。

(6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合に「net119.speecan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。

(7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」までご連絡ください。

(8) 緊急時以外には使用できません。

3 利用者登録

利用者登録には、利用者自身のスマートフォン等から、インターネットを使用して登録する方法と、当本部指定のNet119緊急通報システム（登録・変更・解除）申請書兼承諾書に必要事項を記入して提出していただき、当本部職員が登録をする方法があります。

(1) 複数のスマートフォン等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。

(2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防本部が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

ア 氏名（ふりがな）

イ 性別

ウ 生年月日

エ 住所

オ 電話番号

カ メールアドレス

キ FAX番号

(3) 通報時に体調不良等の理由により詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を任意登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報となりますので、登録することをお勧めします。

ア よく行く場所

イ 緊急連絡先氏名（ふりがな）

ウ 本人との関係

エ 緊急連絡先住所

オ 緊急連絡先電話番号、FAX番号又はメールアドレス

(4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に、問い合わせを行う場合があります。ご家族など問い合わせにご対応いただける方の登録をお勧めします。

【重要】 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

(5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。手続方法については、「問い合わせ先」までご連絡ください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

4 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、N e t 1 1 9を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はいたしません。
- (2) 当本部管轄外から通報した場合、その場所を管轄する消防本部がN e t 1 1 9を導入している場合は、通報場所が管轄する消防本部に通報されます。N e t 1 1 9を導入していない消防本部管内で通報した場合は、当消防本部に通報が入り、当本部からN e t 1 1 9を導入していない消防本部へ連絡するため時間がかかることがあります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防本部へ情報提供します。
- (3) 登録された個人情報は、緊急時に当本部が必要であると判断した場合には、必要と認められる範囲で関係機関（医療機関、警察等）へ登録情報を含む通報情報等を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、当本部までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、登録者自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、N e t 1 1 9の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) N e t 1 1 9の事業者に変更がある場合には、変更後の事業者に事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者から個人情報は消去します。

5 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」または「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」または「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防本部に送られます。

GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、登録されたメールアドレスあてに呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

6 利用料金

Net 119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

7 システムが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者やプロバイダ事業者等の工事及びメンテナンス並びに通信電波の混雑状況及びインターネットネットワークエリア外により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。
- (3) 何らかの理由によりNet 119による通報ができない場合には、Net 119以外の手段（第三者による通報等）により119番通報を行ってください。

8 利用者の責任

利用者は自己責任でNet 119を利用するものとします。システムの利用に必要な機器の準備及び通信料の負担は利用者の責任で行うものとします。

当本部は、Net 119を慎重に管理しますが、利用者がNet 119の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。

なお、利用者にこの行為で被った損害があるときも、その損害が当本部にある場合を除き同様とします。

9 免責事項

- (1) Net 119に係る情報が利用者または第三者の権利を侵害し、若しくはこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その損害と紛争に当本部は何らの責任を負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機の環境または通信環境などその他の理由でNet 119が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者に生じた損害に当本部は何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net 119を利用者の端末機に登録するにあたって、利用者の端末機がコンピューターウイルスなどに感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、当本部は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変などの非常事態のためNet 119が正常に利用できない場合、当本部は何らの責任も負わないものとします。

10 規約改定

当本部は、本規約を随時改定できるものとします。当本部は本規約を改定した場合、その都度改定後の規約を当本部ホームページ内に掲示することで利用者に告知したものとし、改定後の規約は、この掲示の時点で効力を生じるものとします。

11 その他

(1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことをお勧めします。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。

なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。

(2) 利用するスマートフォン等は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

(3) 明らかにいたずらや虚偽の通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止または登録の削除が行われることがあります。

12 問い合わせ先

東山梨行政事務組合 東山梨消防本部 指令課

電話番号：0553-32-0119

F A X：0553-32-4302

E-mail：tosan-shirei@ey119.jp